

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年大磯町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当とする。」を「次のとおりとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 感染症業務手当
- (2) 災害救急業務手当

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条（見出しを含む。）中「災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当」を「災害救急業務手当」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（感染症業務手当）

第3条 感染症業務手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症の所見がある者又はその疑いがある者の救護、治療、看護若しくは消毒又は病毒汚染物品の処理作業に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業1回につき350円とする。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止）」を付する。

附則に次の2項を加える。

（感染症業務手当の特例）

3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号））から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに支給する。この場合においては、第3条に規定する手当は支給しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。

令和2年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄